

# 序議付議事案書

開催・令和7年3月26日

所管部課	総務部職員課	部長	矢吹 勇一		
件 名	東大和市管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について				
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項 <input type="radio"/> 2 報告事項		
関係事項	条例規則				
部課機関					
<b>1. 要旨</b>					
(1) 改正理由 職務級の原則に則った管理職手当の支給額とするため、規則の一部を改正する。					
(2) 主な改正内容 管理職手当について、5級の職うち参事と部長で支給額が異なっていたものを5級の職は一律95,000円に改める。					
<b>【改正前】</b>		<b>【改正後】</b>			
5級 (部長及び議会事務局長) 95,000円		5級 95,000円			
5級 (部長及び議会事務局長以外) 83,000円		4級 71,000円			
4級 71,000円					
<b>(3) 施行日</b>					
令和7年4月1日					
<b>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</b>					
総務課による事前審査済					
<b>3. 留意事項 (問題点等)</b>					
<b>4. 主管部処理案 (検討結果等)</b>					
庁議における審議終了後、速やかに改正手続を進めたい。					
<b>5. 審議結果</b>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。